

# 業 務 規 程

昭和42年 9月25日制定  
昭和43年12月20日改正  
昭和44年 1月30日改正  
昭和45年 1月16日改正  
昭和45年 4月10日改正  
昭和45年10月30日改正  
昭和46年 7月16日改正  
昭和47年 5月19日改正  
昭和47年11月17日改正  
昭和59年 1月27日改正  
昭和63年10月21日改正  
平成 6年 3月17日改正  
平成 6年12月28日改正  
平成 7年12月15日改正  
平成 9年11月 7日改正  
平成10年 2月20日改正  
平成10年 3月10日改正  
平成10年11月27日改正  
平成11年 4月16日改正  
平成12年11月17日改正  
平成15年 3月17日改正  
平成17年 3月18日改正  
平成17年12月16日改正  
平成19年 2月16日改正  
平成19年 9月21日改正  
平成20年 3月21日改正  
平成20年 6月20日改正  
平成21年 9月16日改正  
平成23年 6月16日改正  
平成24年 6月14日改正  
平成29年 4月20日改正  
令和 3年 6月10日改正

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、以下「金商法」という。）第78条第2項及び第78条の2に定める認定金融商品取引業協会の業務のうち、一般社団法人投資信託協会（以下「本会」という。）の定款第4条第1項各号に規定する業務の方法を定めることを目的とする。

## 第2章 定款第4条第1項第1号に定める業務

### (業務等)

第2条 本会は、金商法、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、以下「投信法」という。）その他の法令若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。以下同じ。）の規定を正会員（定款第7条第1項第1号に定める正会員をいう。以下同じ。）及び金融商品仲介業者（定款第4条第1項第1号に定める金融商品仲介業者をいう。以下同じ。）に遵守させるための指導、勧告その他の業務を行う。

#### (会員の法令遵守状況の把握)

第3条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者に対するアンケート調査の実施及び日常の業務等を通じ、正会員及び金融商品仲介業者の金商法、投信法その他法令若しくは本会の定款その他の規則（以下「法令等」という。）の規定の遵守状況（以下「法令遵守状況」という。）の把握に努める。

2 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の法令遵守状況に関する情報等を入手した場合には、必要に応じ当該正会員に対しヒアリング等を実施することにより、その実態の把握に努める。

3 本会は、前項に定める方法によりその実態を把握することが困難と認められる場合は、必要に応じ定款第14条に定める資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求め、又は同第15条に定める会員調査を行う。

4 前項に基づき会員調査を実施する場合には、第9条第2項に定める方法により行う。

#### (指導等)

第4条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の法令遵守状況が不適切であることを把握した場合には、必要に応じ当該会員に対して法令遵守状況の向上を図るために必要な指導、勧告を行う。

2 前項に基づき勧告を行う場合の手続きは、会員に対する処分等に関する規則（以下「会員処分規則」という。）に定める。

3 本会は、正会員に対し指導又は勧告を行った場合には、当該正会員から必要に応じて法令遵守状況の向上を図るための業務改善計画の策定及びその実施状況について文書による報告を求める。

#### (法令遵守の向上を図るための業務)

第5条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の金商法、投信法その他の法令の遵守状況の向上等を図るため、次の業務を行う。

- (1) 正会員及び金融商品仲介業者の役職員を対象とした研修・セミナー等の実施
- (2) 正会員及び金融商品仲介業者の法令等の違反事例の周知
- (3) その他本会が必要と認める業務

### 第3章 定款第4条第1項第2号に定める業務

#### (業務等)

第6条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業等（委託者非指図型投資信託に係る業務を含む。以下同じ。）に関し、資産運用等及び受益証券（振替投資信託受益権を含む。以下同じ。）の募集又は私募等の適正化、その他投資者保護を図るために必要な会員調査、指導、勧告その他の業務を行う。

(会員の業務運営状況の把握)

第7条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業等に関し、正会員に対するアンケート調査の実施及び日常の業務を通じ、正会員及び金融商品仲介業者の資産運用及び受益証券の募集又は私募等の業務運営状況の把握に努める。

2 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の資産運用及び受益証券の募集又は私募等の業務運営状況に関する情報等を入手した場合は、必要に応じ当該正会員に対しヒアリング等を実施することにより、その実態の把握に努める。

3 本会は、前項に定める方法によりその実態の把握が困難と認められる場合は、必要に応じ定款第14条に基づく資料の提出又は文書若しくは口頭による説明を求め、又は同第15条に定める会員調査を行う。

4 本会は、前項に基づき会員調査を実施する場合には、第9条第2項に定める方法により行う。

(指導等)

第8条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の資産運用及び受益証券の募集又は私募等の業務運営状況が不適切な状況にあることその他投資者保護を図るために必要と認められる状況にあることを把握した場合には、必要に応じ当該正会員に対してその業務運営の適正化を図るために必要な指導又は勧告を行う。

2 前項に基づき勧告を行う場合の手続きは、会員処分規則に定める。

3 本会は、指導又は勧告を行った場合には、必要に応じ当該正会員から資産運用等の適正化を図るための業務改善計画の策定及びその実施状況について文書による報告を求める。

第4章 定款第4条第1項第3号に定める業務

(会員調査)

第9条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者の金商法若しくは投信法若しくはこれらに基づく命令若しくはこれらに基づく处分若しくは本会の定款その他の規則（理事会決議を含む。）若しくは投資信託約款若しくは投資法人規約（以下「法令等」という。）又は取引の信義則の遵守について会員調査を行う。

2 前項に定める会員調査は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

- イ 立入による調査
- ロ 書面による調査
- ハ ヒアリングによる調査
- ニ その他本会が適当と認める方法による調査

(会員調査規則)

第10条 前条に定める会員調査の実施に関し必要な事項は、会員調査に関する規則に定める。

(会員調査結果に係る措置)

第11条 本会は、第9条に基づき会員調査を行った結果、当該正会員の法令等違反の事実を把握した場合には、必要に応じて定款又は会員処分規則に基づき適切に対応する。

- 2 当該正会員に対し定款に基づく処分その他の措置を行う場合の手続きは、会員処分規則に定める。

第5章 定款第4条第1項第4号に定める業務

(苦情の解決)

第12条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関する投資者からの苦情の解決に係る業務（以下「苦情解決業務」という。）を行う。

- 2 前項に定める苦情解決業務は、金商法第78条の8第1項に定めるところにより委託することができる。
- 3 苦情解決業務に係る必要な事項は、「苦情及び紛争の解決のための業務委託等に関する規則」（以下「苦情等解決規則」という。）をもって定める。

第6章 定款第4条第1項第5号に定める業務

(紛争解決のためのあっせん)

第13条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の業務に関する紛争がある場合は、その紛争の解決を図るため、あっせんに係る業務（以下「あっせん業務」という。）を行う。

- 2 前項に定めるあっせん業務は、金商法第78条の8第1項に定めるところにより委託することができる。
- 3 あっせん業務に係る必要な事項は、苦情等解決規則をもって定める。

(苦情解決業務及びあっせん業務の委託)

第14条 本会は、苦情解決業務及びあっせん業務について、第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき第三者に委託する場合には、当該業務を的確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有する者に委託する。

- 2 前項に基づく業務の委託に当たっては、協定書等当該業務の委託に必要な契約を締結する。

## 第7章 定款第4条第1項第6号に定める業務

(規則の制定、改正又は廃止)

第15条 本会は、正会員及び金融商品仲介業者が行う投資信託及び投資法人に係る金融商品取引業等の適正化に必要な規則（理事会決議を含む。）の制定、改正又は廃止その他の業務を行う。

2 前項に定める規則の制定、改正又は廃止は、理事会の決議により行う。

## 第8章 定款第4条第1項第7号に定める業務

(認定個人情報保護団体の業務)

第16条 本会は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項に基づき認定を受けた認定個人情報保護団体として正会員及び金融商品仲介業者が行う金融商品取引業に係る個人情報の取扱いに関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理
- (2) 個人情報保護指針の作成及び公表
- (3) 個人情報保護指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置
- (4) 個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての正会員及び金融商品仲介業者に対する情報提供
- (5) 個人情報の適正な取扱い確保のための正会員及び金融商品仲介業者の役職員に対する研修等
- (6) 正会員の名称の公表
- (7) 関係機関との連絡調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項

2 本会は、前項第1号に掲げる正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理に係る業務については、別に定める正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則に基づき行う。

## 第9章 定款第4条第1項第8号に定める業務

(投資信託等の啓発・普及)

第17条 本会は、投資信託及び投資法人に係る知識の啓発・普及に係る活動を通じ、投資信託及び投資法人の健全な発展及び投資者保護に努める。

2 本会は、投資信託及び投資法人に係る知識の啓発・普及を図るため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 投資信託又は投資法人に係る各種刊行物の発行に関する業務
- (2) 講演会、セミナー等の開催に関する業務
- (3) その他投資信託及び投資法人の知識の啓発・普及に関する業務

## 第10章 定款第4条第1項第13号に定める業務

(外務員の登録事務)

第17条の2 本会は、定款第4条第1項第13号に規定する外務員の登録事務を行うに当たっては、別に定める規則に則り行うものとする。その他の業務

## 第11章 その他の業務

(その他の業務)

第18条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 投資信託及び投資法人に関する統計等の作成及びその公表
- (2) 投資信託及び投資法人に関する内外の調査、研究及び国際交流
- (3) 正会員間及び金融商品取引業協会その他関係団体等との意思の疎通及び意見の調整
- (4) 関係官庁その他関係機関に対する建議、要望及び連絡
- (5) 前各号に掲げるもののほか、投資者に対する広報その他本会の目的を達成するために必要な業務

## 第12章 本会の組織等

(委員会)

第19条 本会は、本会の業務を円滑に遂行するため、委員会を置く。

2 前項に定める委員会の構成及び運営等は、別に定める委員会設置に関する規則に定める。

3 本会は、委員会設置に関する規則に定める委員会のほか、必要に応じて理事会の決議により臨時に委員会を設置することができる。

(事務局組織)

第20条 本会の事務局の組織、事務分掌、職務権限等については、別に定める内規による。

(会計)

第21条 本会の会計処理については、法令、本会定款及び別に定める会計処理規則によるほか、公益法人会計基準その他一般に公正妥当と認められる会計基準により行う。

2 本会は、別に定める会計処理規則に基づき会計の処理を行う。

3 本会は、本会の会計について、公認会計士による監査を行う。

## 第13章 その他

(個人情報保護に係る体制整備)

第22条 本会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、個人情報の安全管理に関する規則を定めることにより、適切な管理体制を整備する。

なお、本会は、その業務を遂行するために取り扱う個人に関する人種、信条、門地又は本籍地等についての情報その他の特別な非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、本会の業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しない。

(本会の役職員による有価証券取引)

第23条 本会の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）及び職員（嘱託を含む。以下同じ。）は、自己の職務上の地位を利用して、信託財産等の運用の動向若しくは業務に関して取得した発行会社に係る未公開情報その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又はもっぱら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買をしてはならない。

2 本会は、本会の役員又は職員が前項に掲げる行為を行った場合には、当該行為を行った者を厳正に処置する。

(秘密の保持等)

第24条 本会の役員、委員会等の委員及び職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らし又は濫用してはならない。

附 則

この規定は、昭和42年10月1日から施行する。

附 則

この規定の改正は、昭和43年12月25日から施行する。

附 則

この規定の改正は、昭和44年2月10日から施行する。

附 則

第5条及び第6条の改正規定は、昭和45年2月1日から施行する。

附 則

第5条及び第7条の改正規定は、昭和45年4月10日から施行する。

附 則

第5条及び第10条の改正規定は、昭和45年10月1日から施行する。

附 則

第5条の改正規定は、昭和46年8月25日から施行する。

#### 附 則

第5条の改正規定は、昭和47年5月17日から施行する。

#### 附 則

この改正規定は、昭和47年12月1日から施行する。

#### 附 則

第2条の改正規定は、昭和59年1月27日から施行する。

#### 附 則

第3条、第14条及び第16条の改正規定は、昭和63年10月26日から施行する。

#### 附 則

この改正規定は、平成6年3月17日から施行する。

#### 附 則

第2条、第2条の2、第2条の3、第3条、第10条の2の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

#### 附 則

1. この改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

2. 委託業者が、投資一任会社（改正後の第2条の3第2項に規定する投資顧問業者をいう。以下のこの項において同じ。）の役員（同項に規定する役員をいう。）若しくは使用人を委託業者の役員若しくは使用人とし、又は投資一任会社の使用する営業所を使用することとなった場合の当該投資一任会社が、この規定の施行の際、現に外国の法令に準拠して設立された投資一任会社である場合においては、同項中「使用すること（これにより、実質的に投資一任会社の業務を営んでいると認められる場合に限る。）」とあるのは「使用することにより、実質的に投資一任会社の業務を営んでいると認められる場合において、当該投資一任会社が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を図るために、信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引の指図」とする。

#### 附 則

第10条及び第10条の2の改正規定は、平成9年12月1日から施行する。

#### 附 則

第13条の改正規定は、平成10年3月23日から施行する。

#### 附 則

第8条の改正規定は、平成10年3月24日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成10年12月1日から施行する。

\*改正条項等は、次のとおりである。

- (1) 第1条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条を改正。
- (2) 第2条から第3条、第5条及び第6条を削除、第4条を第3条に改め、第7条、第8条を各3条繰り上げ第4条、第5条とし、第2条を新設。
- (3) 第9条、第10条の2及び第13条を削除し、第10条から第12条、第14条から第16条を各4条繰り上げ第6条から第12条までとし、第9条を新設。

## 附 則

この改正規定は、平成11年4月21日より施行する。ただし、改正後の第13条第2項の規定は、平成12年1月1日以降に決算期が到来する信託財産に係る運用報告書について適用する。

## 附 則

この改正規定は、平成12年11月30日から施行する。

## 附 則

この改正規定は、平成15年6月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成18年1月31日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成19年3月8日から施行する。

## 附 則

この改正は、定款について主務官庁の認可を受けた日（平成19年9月30日）から施行する。

## 附 則

1. この改正は、主務官庁の認可を受けた日（平成20年3月31日）から施行する。
2. 会員における個人情報の適正な取扱いの確保について（平成17年4月27日理事会決議）は、業務規程の改正に係る主務官庁の認可の日（平成20年3月31日）をもって廃止する。

## 附 則

この改正は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第10条の改正は、主務官庁の認可を受けた日（平成20年7月25日）から施行する。

## 附 則

1. この改正は、主務官庁の認可を受け、理事会において別に定める日（平成21年12月17日）から施行する。
2. この改正の施行の際、現に改正前の第12条第2項の規定に基づく苦情解決規則の規定に基づき本会に対し申し立てられている苦情については、その解決が図られるまでの間、本会において処理する。
3. この改正の施行の際、現に改正前の第13条第2項の規定に基づく苦情解決規則の規定に基づき本会に申し立てられているあっせんについては、当該あっせんに係る事案が終結するまでの間は、なお、従前の例による。

## 附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

\* 平成24年6月14日改正により当該附則を改正

## 附 則

この改正は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成25年1月4日）から施行する。

## 附 則

この改正は、主務官庁の認可を得て平成29年5月30日から施行する。

## 附 則

この改正は、主務官庁の認可の日（令和3年7月1日）から施行する。